

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和6年度活動結果

令和6年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 法令違反に関する通報等の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っており、寄せられた通報等が696件、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- ・ 法令違反に関する疑義 32件
- ・ 不払い相談 26件
- ・ 社会保険加入に関する相談 2件
- ・ 契約トラブル関係 5件
- ・ 建設業法に関するその他相談 631件

2. 建設業者等への建設Gメン調査等

駆け込みホットラインの建設業法違反の疑いがある通報や令和6年度下請取引実態調査及びフォローアップ（過去に文書勧告を行った者）から抽出し、建設Gメン調査等を実施しました。

- (1) 建設業法40条の4の規定に基づく実地調査（建設Gメン） . . . 36件
国土交通大臣許可 18件・知事許可 16件・その他 2件
- (2) 建設業法第31条の規定に基づく立入検査等 32件
国土交通大臣許可 32件

建設業法における義務規定違反があった21業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。

※文書勧告を行った全21業者から改善実施の旨報告済。

【内訳】

- ・ 契約に関するもの（内容不備、口頭契約など）[19条] 15件
- ・ 施工体制台帳又は施工体系図の不備[24条の8] 11件
- ・ 営業所技術者または現場技術者の不適切配置[7条、15条、26条] . . . 10件
- ・ 支払期日を超えた支払[24条の3、24条の6] 5件
- ・ 建設業許可標識の掲示不備[40条] 3件
- ・ 見積期間の不足[20条4項] 3件
- ・ 帳簿の不備[40条の3] 1件

※1業者に複数案件の勧告を行うことがあるため件数合計と業者数は一致しません。

また、見積依頼や見積書記載事項の不備などの努力義務規定に違反があった37業者に対し指導を行いました。

※1業者に対し文書勧告及び指導を行うことがあるため、建設Gメン調査等の数と業者数は一致しません。

3. 監督処分

令和6年度は、1業者に対して指示処分を実施しました。

【理由】 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置

4. 「建設業取引適正化推進期間（10～12月）の取組

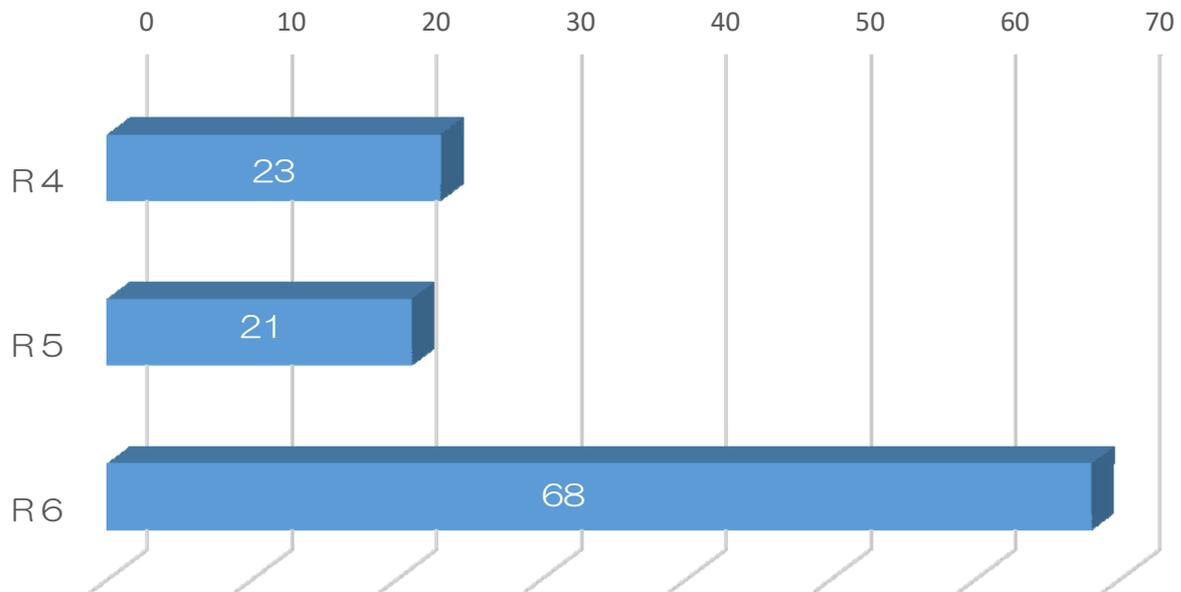
建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進期間』（10～12月）には、中国地方整備局と管内各県の共催により、改正建設業法の内容を中心とした「建設業法に関する講習会」を8回開催し、建設業取引適正化センターによる違反事例の紹介や各県労働局から時間外労働の上限規制に関する説明も行い、建設業関係者を中心に約400名に参加いただきました。なお、講習会に参加できなかった方については講習会資料をホームページに掲載して閲覧していただいています。

5. 「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」の改訂

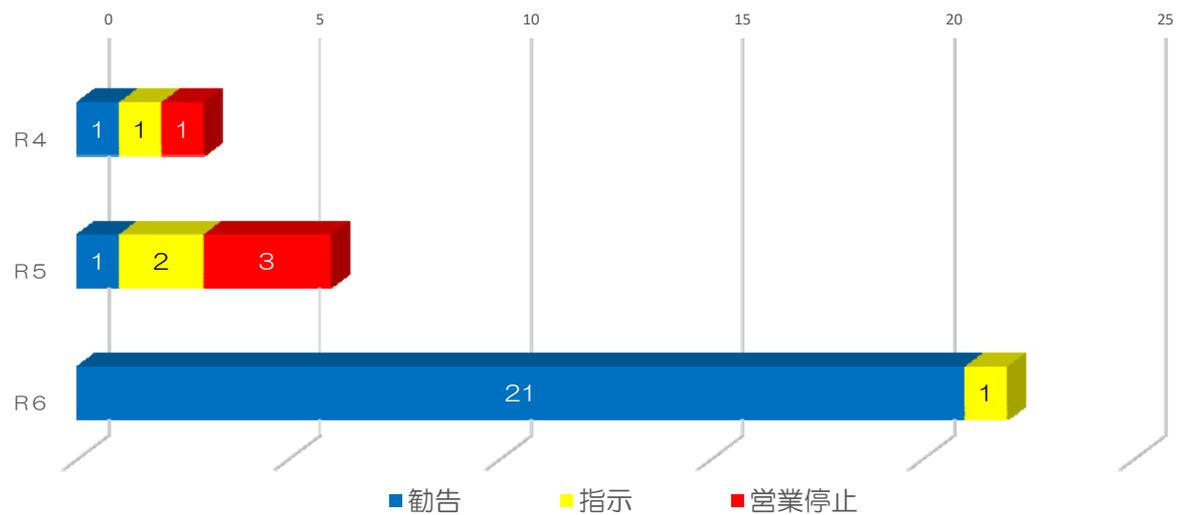
改正建設業法（令和6年12月施行分）に合わせて、同Q&Aを改訂しました。今後も法改正・施行等に合わせ随時改訂を行います。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/shidou/qa/kensetu.html>

建設Gメン・立入検査等実施件数



監督処分等件数



中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和7年度活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」、受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」をわかりやすく解説した中国地方整備局策定の建設業法を遵守した適正な施工体制を確保するための「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」の周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

昨年6月に改正建設業法が公布され、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその支払いのための措置が講じられた。総価としての請負代金については、発注者及び元請負人（以下「注文者」という。）が指値発注などにより、請負人と不当に低い請負代金で契約することが禁止されているが、これに加え、改正建設業法の公布日から1年6月以内に予定されている（昨年9月、12月に一部施行済み）同法施行後は、国が示す「労務費の基準」を著しく下回る労務費の見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約が禁止されること等を踏まえ、こうした新たに措置されたルールを遵守して、適正に価格交渉を行うことにより、適正な労務費等の確保と賃金支払に繋げていく必要がある。

このため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、請負代金の設定に係る既存ルールとともに、適正な労務費の確保など新たなルールを踏まえた適切な対応を強く求めていく必要がある。

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部においては、今後、下記により、建設Gメンをはじめとした、法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

1. 建設Gメンの実地調査

(1) 運用方針

建設Gメンの実地調査は、建設業法第40条の4の規定に基づき、「建設工事の請負契約の締結の状況」等の取引実態を広く把握した上で、改善指導等を通じて取引の適正化に繋げていく観点から、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、業界全体を対象に実施していく。その上で、調査をより効率的に実施するため、書面調査を通じて把握した疑義情報や、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先して実施していく。また、下請Gメンとの連携などにより、確度の高い違反疑義情報の収集を図る。

(2) 主な調査内容

建設Gメンの実地調査は、請負代金、労務費、工期の3点に重点をおいて、発注者、元請負人、下請負人に対し、主に以下について調査し、不当な取引に対しては改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていく。

なお、実地調査において、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引を把握した場合には、できる限りその内容も調査するとともに、適切な配慮を呼びかけていくものとする。

① 適正な請負代金・労務費の確保

技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、適正な請負代金による契約が不可欠である。注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人と不当に低い請負代金で契約することは従来から禁止されているが、これに加え、改正建設業法の施行により、建設業者

が「労務費の基準」を著しく下回る労務費で見積りを行うことや、注文者が当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更を依頼し、契約をすること等が禁止されることになる。

そのため、労務費、材料費等の交渉に係るこれらの新たなルールを踏まえ、建設業者が注文者に提出した当初見積書及び最終見積書における労務費等の見積額やその算出根拠（人工数や歩掛りなど）、当該算出した労務費等の見積額が不当な金額となっていないか（策定後は「労務費の基準」と比較）等について確認を行う。また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおいて、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないか、ダンピング受注となっていないかについても確認を行う。

さらに、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある場合には、労務費、賃金等の支払い状況について、特に重点的に確認を行うものとする。

加えて、元請負人が、免税事業者である下請負人との取引において消費税相当額を一方的に減額するなどした場合、建設業法や独占禁止法上問題となりうる旨周知してきているところであるが、こうした不当な行為がないかを確認するとともに、改めて、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知する。

② 適切な価格転嫁

労務費を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うためには、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行うとともに、元請負人は、直接の取引先である下請負人が再下請負人との取引において適正な価格を設定すべき立場にあることを意識しながら価格交渉に臨むことが重要である。

昨年12月、改正建設業法の一部施行により、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、受注者は、契約前に資材価格の高騰等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務が課されるとともに、契約後に当該「おそれ情報」が顕在化し、受注者から請負代金等の変更協議の申し出を受けた場合、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務が課されるなど、転嫁協議の円滑化ルールが施行されている。これらを踏まえ、変更協議を申し出るための請負代金等の変更に係る契約条項の設定状況、受注者から注文者に対する変更協議の申出の状況及び申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況等について確認を行う。

また、労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月内閣官房・公正取引委員会）において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されていることを踏まえ、これらの行動が適切に採られているかを確認するとともに、注文者が指針に沿わない行動をしていた場合には、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、必要に応じて、公正取引委員会に情報提供を行う。

③ 適正な工期の設定

適正な工期設定による働き方改革を推進する観点から、昨年3月に「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）が改訂され、建設業者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積提出に努めなければならないこと、また、発注者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積が建設業者から提出されたときは、その内容を尊重することなどが求められている。

また、従来から、注文者に対しては、通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約が禁止されているが、改正建設業法の施行により、受注者に対しても工期ダンピングが禁止されることになる。

これらを踏まえ、請負契約（工期変更に伴う契約変更を含む。）の締結の際に、建設業者が工期の見積りを適正に行っているか、また、建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか、実工期による技術者や技能労働者の時間外労働の状況等について確認を行うとともに、工期の設定にあたって考慮した「工期に関する基準」の内容等を確認する。また、効果的に調査を行う観点から、引き続き、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施する。

④ 適正な下請代金の支払い

技能労働者の雇用の安定を図る上で、下請代金を現金で支払うことは重要である。建設業法では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならない旨規定するとともに、元請負人が特定建設業者である場合には、「割引困難な手形」で下請代金を支払うことを禁止している（建設業法第24条の6第3項）。

これらを踏まえ、元請負人に対しては、請負契約において少なくとも労務費相当分については現金払とするよう支払条件を設定しているか、支払において手形を併用する場合には、手形の期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、政府の方針として、令和8年の約束手形の利用廃止が閣議決定されていることを踏まえ、下請契約のみならず、発注者を含めたサプライチェーン全体で、請負代金の支払をできる限り現金払とする等の支払手段の適正化や、前払いや期中払いの比率を高める等の支払条件の改善を図っていく必要があることから、実地調査等を通じて発注者を含め適切な対応を求めていく。

2. 相談等への対応及び法令違反情報の収集

【目的】

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあり、ひいては法令違反を未然に防止する機能も持ち合わせることから、その積極的な活用を、中国地方整備局管内の建設業者（約30,000業者。うち国土交通大臣の許可を受けた建設業者約600者、県知事の許可を受けた建設業者約29,400業者。）に対し各種相談窓口の周知することで促し、寄せられた情報を該当県に情報提供を行う等その後の指導に有効活用する。

【取組】

（1）各種相談窓口の周知

- ① 建設業者への書類送付の際に、各種相談窓口の案内リーフレットを同封する（電子申請の場合は審査後に送付する）ほか、立入検査等及び各種講習会等で各種相談窓口について紹介する等、様々な手法により周知を行う。
- ② 管内各県にも各種相談窓口の周知を要請する。
- ③ 中国地方整備局内の発注部局と連携し、各種講習会を通じて各種相談窓口の周知を行う。

（2）相談及び通報対応

各種相談窓口を通じて得られた個別の相談及び通報事項に対し、適切に対応する。特に建設Gメンで行う4つの調査事項に関する情報については、実地調査への展開を見据え有効に取扱うものとする。

なお、建設業法第24条の5「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の

報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取組を実施する。また、通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行う。

(3) 収集した情報の分析反映

各種相談窓口を通じて得られた情報の分析を行い、講習会等における周知、関係機関への情報提供や、「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ & A」に分析結果を反映させる。

3. 立入検査の実施

【目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化を目的とする。

そのため、立入検査は年間を通じて、機動的・効率的かつ効果的に実施する。立入検査の対象となる建設業者は、相談通報窓口への通報をはじめ、様々な情報に基づき選定する。

また、各県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査については、許可行政庁である各県と情報共有し連携を図る。

【取組】

(1) 立入検査の実施

立入検査の実施にあたっては、建設業関係法令及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に則り、幅広く検査を行う。なお、立入検査を通じて得られた結果等を踏まえ、必要に応じて、元請事業者、発注者に対して事実確認や注意喚起等を行う。

(2) 対象業者の選定

立入検査は、次の選定基準に該当する建設業者を中心に実施する。

- ① 各種相談窓口に通報等が寄せられ、疑義がある建設業者
- ② 過去に勧告等を行った建設業者（フォローアップ検査）
- ③ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者
- ④ 建設Gメンによる実地調査で法令違反のおそれを把握した建設業者

(3) 立入検査結果の公表

検査結果を「法令遵守情報サイト」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/shidou/index.html> に掲載する。

4. 建設業関係法令等の周知及び遵守促進（建設業取引適正化推進期間（10～12月）における取組を含む）

【目的】

建設業関係法令等の周知及び遵守促進に関する取組は、元請・下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要である。また、下請負人となる機会の多い建設業者における関係法令等の理解が不十分との指摘があることから、より多くの建設業者等に対し、建設業関係法令等の周知及び遵守促進を図る。そのため、建設業取引適正化推進期間講習会を着実に実施するとともに、様々な機会を捉えて業界に対し、建設業関係法令の法に基づく適正な施工体制について周知拡大を行う。

【取組】

(1) 建設業取引適正化推進期間（10～12月）における取組

- ① 建設業取引適正化推進期間講習会の開催
 - ・ 建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。
 - ・ 建設業取引適正化推進期間中に、管内各県において開催する。
 - ・ 多数の聴講者を募集するため、管内各県をはじめ建設業協会、行政書士会、民間発注者団体、各種協議会参画メンバー等多方面にパンフレットの配布、ホームページや会報誌への掲載を依頼して、講習会開催の周知を図る。
 - ・ 都道府県知事許可や一般建設業許可の建設業者に対しては、重点的な聴講の呼びかけと勧誘を要請する。
 - ・ テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行う。
- ② 建設Gメンについても、当該期間を「集中期間」と位置づけ、重点的に取組を行い、効率よく立入検査に繋げていくものとする。

(2) 上記以外の講習会等での取組

各種講習会や出前講座の場を積極的に活用し、テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行い、建設業関係法令等の周知を図る。

(3) 立入検査等での取組

建設Gメンの実地調査や立入検査の際に、建設業法に基づく適正な施工体制の説明を行い、法令遵守を促す。

(4) ホームページを活用した取組

中国地方整備局ホームページに設置している「法令遵守情報サイト」の掲載情報を適切に更新し、より充実した内容とする。また、上記(1)①、(2)及び(3)に掲げる機会を通じて、「法令遵守情報サイト」の周知に努める。

(5) 発注担当者に向けた周知

引き続き、発注担当者にも建設業における法令遵守の理解浸透を図るため、公共工事及び民間工事の発注者に、改正建設業法の目的・内容のほか、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めるとともに、建設業の働き方改革への理解浸透のため、リーフレット「建設工事における適正な工期の確保について」も周知に努める。また、発注担当者からの相談に対し、適切に対応する。

(6) 建設業法令遵守における新規事項の周知

改正建設業法で新たに規定された「労務者の処遇改善」のための著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼及び原価割れ契約の禁止や、「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」のための請負契約前後のルール化、「働き方改革と生産性の向上」のための工期ダンピング対策及びICTを活用した技術者の専任義務の合理化等について、法令に則った適切な取扱いがなされるよう上記(1)①及び(2)に掲げる講習会等の機会を通じて周知する。

5. 関係機関との連携

- (1) 長時間労働の是正はもとより、週休2日(4週8休含む)の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していくため、引き続き、各県労働局や労働基準監督署と連携して、「各県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」を開催するなど、建設業者や民間発注者等に対して、適正な工期設定を働きかけていく。

- (2) ダumping受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある場合に行う建設Gメンの賃金支払状況の確認や、注文者による請負代金（総価）に係る不当な行為に対しての措置請求などについて、取組の実効性を高める観点から、労働基準監督署や公正取引委員会との連携を図る。
- (3) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで、改正建設業法により措置された、新ルールを踏まえた適切な対応を強く求めていくとともに、研修会を合同で開催するなど、新ルールの周知に努める。
- (4) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、地方整備局と都道府県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

6. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元下間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。
- (2) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (3) 資源有効利用促進法の省令改正により、対象工事の元請業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用（促進）計画書の発注者への説明と建設現場への掲示、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認及び最終搬出先までの確認等が義務化されたことを受け、当該制度の周知を図るとともに、適切な対応を促す。
- (4) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。

- ◆ 国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約締結の禁止など、昨年6月に公布された改正建設業法により措置された労務費の確保とその支払いのための新たなルールが、本年12月までに施行することになっている。
- ◆ 適正な労務費の確保と技能者への賃金支払の実効性を確保するため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、指値発注などの既存ルールとともに新たに措置されたルールについて、強く遵守を求めていく必要がある。
- ◆ 昨年度に引き続き書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用し、違反の疑いのある取引を優先して建設Gメンが実地調査を行い、不適当な取引行為に対する改善指導等を通じて、取引の適正化を図っていく。

建設Gメンの実地調査 (主な調査事項)

¥ 適正な請負代金・労務費の確保

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が指値や一方的な請負代金の減額等をしていないか、受注者が請負代金のダンピングをしていないか
- ✓ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか、受注者が労務費等のダンピングをしていないか
- ✓ 労務費等の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか 等

適切な価格転嫁

【主な調査内容】

- ✓ 資材価格の高騰等に係る「おそれ情報」について、受注者は契約締結前に注文者に通知しているか
- ✓ 資材価格の高騰等による請負代金や工期の変更について、受注者から注文者に対する変更協議の申出状況、当該申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況
- ✓ 注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、労務費の価格転嫁に向けて採るべき行動をとっているか 等

適正な工期の設定

【主な調査内容】

- ✓ 受注者は「工期に関する基準」に基づき、時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期の見積りを行っているか
- ✓ 注文者は受注者の工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担としていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか(発注者の手形期間等も調査)
- ✓ 注文者が下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

法令遵守に向けたその他の取組

法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」に通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に特に努める

立入検査の実施

- ✓ 建設Gメンの調査等により違反を把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施

建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10~12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施

関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催等を通じ民間発注者等に適正な工期設定を働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対する措置請求など、実効性を高めるため関係機関と連携